⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　５の⑴及び⑵におけるそれぞれの③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　申請書の提出場所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

〒151―0066 東京都渋谷区西原２―49―10　企画管理部財務・会計課　契約担当　電話番号03―3481―1932

別記２　付与数値

別表第１（業種別年間平均実績高）

20億円以上：30

10億円以上20億円未満：25

５億円以上10億円未満：20

１億円以上５億円未満：15

１億円未満：10

別表第２（自己資本額数値による付与数値）

10以上：30

５以上10未満：20

５未満：10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表第３（業種別有資格者職員数による付与数値）

110～：30

65～109：25

40～64：20

15～39：15

～14：10

合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

⑴　測量

①　測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者

②　測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

⑵　建築関係建設コンサルタント業務

①　建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）17条の21による建築設備士である者

②　建築士法による二級建築士の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者

⑶　土木関係建設コンサルタント業務

①　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体工学、交通・物流機械及び建設機械又は建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者、

②　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者

⑷　地質調査業務

①　技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②　一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

⑸　補償関係コンサルタント業務

①　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表第４（営業年数による付与数値）

35年以上：30

25年以上35年未満：25

15年以上25年未満：20

５年以上　15年未満：15

５年未満：10

別記３　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕

⑴　土木一式工事、建築一式工事

①　Ａ：１億5,000万円以上
　　Ｂ：5,000万円以上１億5,000万円未満
　　Ｃ：2,000万円以5,000万円未満
　　Ｄ：600万円以上2,000万円未満
　　Ｅ：600万円未満

②　1200以上：Ａ
　　1000以上1200未満：Ｂ
　　800以上1000未満：Ｃ
　　600以上800未満：Ｄ
　　600未満：Ｅ

⑵　⑴以外の工事

①　Ａ：1,000万円以上
　　Ｂ：400万円以上1,000万円未満
　　Ｃ：400万円未満

②　950以上：Ａ
　　700以上950未満：Ｂ
　　700未満：Ｃ

⑶　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務

①　Ａ：1,000万円以上
　　Ｂ：200万円以上1,000万円未満
　　Ｃ：200万円未満

②　230以上：Ａ
　　170以上230未満：Ｂ
　　170未満：Ｃ